広報にいつ
発行所 新津市役所
発行人 斎田繁雄
電話 代表 550番
印刷所 東洋舘印刷所
毎月一回発行

投票日は11月20日

自分の目と耳で判断

こんどこそよりよい代表を

十一月二十日に衆議院議員の総選挙が行われることになりました。

今回の総選挙は、今年の春以来の政情が総決算される重大な意義を有しているわけです。

しかも今までのいろいろな選挙の際に公明選挙という言葉が広くうたわれ、一見公正明白な選挙が行われたかのように感じ、ある意味では、うら感じさえ受けることがありますが、全国的にはまだまだ買収とかきょうかい、応援などという悪い風習が残っているそうです。

今度の選挙こそ、自分の眼で見、自分の耳で聴き、自分の胸で考えて、より良い代表を国会に送るように心掛けましょう。

総選挙は国会が解散されてから四十日以内に行われることになっており選挙の期間は二十日間となっているものです。

（選管委）

最高裁裁判官の国民審査も

十一月二十日に行われる衆議院議員の総選挙の際、同時に最高裁判所の国民審査が行われます。

審査の対象になる裁判官は八名であります。

この国民審査は、とかく国民から決めて貰うという建て前になっているのですが、この国民審査も衆議院議員の選挙と同じように新聞やラジオ、テレビや衆議院議員選挙のために投票所前に名世帯に配付される審査公報などを参考に、自分の良心にしたがって投票するようにいたしましょう。

（選管委）

番人といわれ、この裁判官に人を得るか否かは、日本の国民にとって極めて重大なことなのであります。

憲法では、この大事なことを国民から決めて貰うようにしているのです。

この国民審査も衆議院議員の選挙と同じように、憲法の精神からいって、国民投票が決められているのです。

この国民審査も衆議院議員選挙と同じく、最高裁判官の任期満了日、昭和三十二年十月二十日以降の最初の衆議院議員選挙の際に行なわれることになっています。

（選管委）

選挙人名簿を縦覧

11月5日から市庁で

来年九月十五日現在で調製中の昭和三十五年頃基本選挙人名簿（今年の十二月二十日から来年の十二月十九日までの間の選挙に使われる）が十月五日から十五日間市役所で縦覧に供されますからお知らせします。

（選管委）

昨年6月16日以後市民となった人などは申告

総選挙で補充選挙人名簿を調製

衆議院議員選挙のために補充選挙人名簿が調製されます。

今回の総選挙には、昨年の九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿が使用されますので、次の方々は補充選挙人名簿を調製する際に申告をしなければなりますから十分ご注意願います。

❶昨年の六月十六日以降に新津市の住民となった方で選挙権のある者

❷昭和十四年十二月二十日生まれの者

❸二日から補充選挙人名簿調製の現在日十月三十一日までに満二十才になる者（昭和十五年十一月一日まで生れた者）

●昨年の基本選挙人名簿に脱落している者

なお、選挙が始まると同時に入場券を配付する予定で準備を進めていますが、この入場券の届かない方で選挙権のある方は補充選挙人名簿の登録申請をしないと投票できないこともあるかもしれませんから、この入場券の届かない方で選挙権のある方は補充選挙人名簿の登録申請をしないと投票できないようにしないと投票できないようにしないとなるかもしれませんから、お願いします。

疑問の方はすぐ五五一番（選管）へ電話して下さい。

（今年の九月中旬に全世帯から提出していただいた基本選挙人名簿登録資格調査票は、今回の選挙とは関係ありませんので感違いをしないようにお願い致します。

（選管委）

市税未納はいますぐ滞納一掃にご協力を

市税滞納者には、それぞれ催告書をもって滞納税額などを通知し、早急に完納するよう督促しています。

昭和十四年十二月二十日までに、市金庫の窓口へ直接納入されますよう、特にお願い申し上げるとともに、再びこのような不祥事が生じないように、金職員に対し厳紀確正に関し強く要望し今後絶対破廉恥行為を起した場合は厳重処分する事を申し渡しました。

次に今回の不祥事件に関係した職員の取扱処分も根本的に改善するとともに徴税係員の受持区域を配置変更し職員の資質の向上に努力をはらい徴税機構の整備強化にも、今後納税にあたっては、これが滞納にならないように、必ず予納期限までに、市金庫の窓口へ直接納入されますよう、再びこのようなことのないようにお願いします。

会計課ではこの際、市税滞納者に対し、一掃の方針で滞納処分を強行し、財源確保と徴収の徹底を期するとともに正直な納税者にバカをみさせないため滞納処分を強行し、財源確保と徴収の徹底を期するとともに正直な納税者にバカをみさせないため滞納処分を強行し、財源確保えなど実施する計画です。

（会計課）

滞納市税収の不祥事件について

元会計課徴税係の三名が滞納市税を納税者から徴収しその一部を不正使用した事実があり、このような不祥事をおこしましたことは市民の信頼に対し誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

未返済63万円

この不正事実は昨年七月課員の職場切換えの際に発見しましたので直ちに諸機関に関係者に厳重に調査を徹底的にしました結果、これら三名が使い込んでいた市税の総額は一百十三万七千百七十六円であることが明らかになりました。

そこで不正発見後は市の被害を極力少なくするために、これらの職員に対し使い込み金額の賠償をもとめ、既に一百十万六千三百十八円を返済しましたが、いまだ六十三万九百五十八円が弁償未済（未済は現在一名）であります。

でこれについては強く賠償を要求しております。

再徴収はない

またこれら三名の職員に対しては、徴収金で不足のものについては徴収金の納税者へ交付した領収証の控が会計課に保管してあり、また未入達も見積しておりますので、既に納税済のものについてはこれにより明らかですから、再徴収をうけることは全くありません。

もしも市税の滞納について不審の点がありましたらすぐ会計課へご照会下さるようお願いします。

滞納にならぬようご協力を

さらにまたこれらの不正がほとんど市民の責任に帰せられていることから、今後は市税の納期限までに納税されるよう、ご協力下さるようお願いします。

（税務課）

滞納市税不正調査特別委員会を設置

市議員の滞納市税の使いこみ事件について議会としての立場で、その真相を調査し、今後の役所機構のあり方について検討するために特別委員会が設けられました。

なお、この委員会には関係者も審査することや証拠書類の検査、関係人を召喚することなどの権限を与えられました。

委員は次のとおり

徳永資太郎　山口常造
伊藤四男太　田村善四郎
目黒光弘　田中栄一

（議会事務局）

三名を解職

この不祥事をひきおこした三名の職員に対しては不正使用の金額が調査済のので既に解職いたしました。

社会福祉その他に不正なし

懲々社会福祉事務所関係の事務を始めの各部の取扱事務について徹底的に改善するとともに、職員の受持区域の配置変更を行いました。

なお、この委員会には関係者も審査することや証拠書類の検査、関係人を召喚することなどの権限を与えられました。

委員は次のとおり

徳永資太郎　山口常造
伊藤四男太　田村善四郎
目黒光弘

（議会事務局）

滞納市税不正調査特別委員会を設置

新津市教育委員小野慶也、土屋虎三郎の二氏は九月十三日任期満了のところ、九月市議会定例会でそれぞれ再選されました。

なお小野慶也氏は引続き教育委員として県の認可を得て十一日付任命されました。（教育委員会）

総務課長に畑野氏就任

欠員中の総務課長は九月十七日次のとおり就任しました。

畑野栄作＝市新発田財務事務所々長（五八才）

市税の納期限を厳守

普通徴収による市税の納期限は、次のとおりです。

納税は必ず納期限内にすませて下さい。

（会計課）

市税納期一覧表（普通徴収関係）

税目	期別	納期限
固定資産税	一期	四月三十日
軽自動車税	年額	五月三十一日
犬税	年額	五月三十一日
住民税	一期	六月三十日
固定資産税	二期	七月三十一日
住民税	二期	八月三十一日
固定資産税	三期	九月三十一日
住民税	三期	十月三十一日
固定資産税	四期	十一月三十日
住民税	四期	十二月三十一日

小野、土屋氏再選

―市教育委員の改選―

新津市教育委員小野慶也、土屋虎三郎の二氏は九月十三日任期満了のところ、九月市議会定例会でそれぞれ再選されました。

なお小野慶也氏は引続き教育委員として県の認可を得て十一日付任命されました。（教育委員会）

人口動態

（昭和35年9月末日現在）

人口	57,063
世帯数	10,760

（9月中）

出生	79	死亡	27
婚姻	25	離婚	4
転入	104	転出	81

留守分を近く調査

家屋の一棟調査にご協力を

固定資産のうち、家屋の評価を、新らしい評価基準にもとづいて全面的に評価替を行ないます。

昭和三十二年以来、全市にわたって、一棟調査をもって一応終りましたが、この調査による新評価額を決定するべく目下計算を行っていますが、

お各種調査実施中にご協力願います。

なお各種調査実施中に昭和三十年度の基礎年度には、この調査による新評価額を決定するべく目下計算を行っていますが、

なお各種調査実施中にご協力願います。

（税務課）

国保料納入証明のご利用を

―所得税を安くする方法―

国保料納入証明は、所得税の算定に関係があります。

ですから、その年の、その年から十二月末までの間に納入した国民健康保険料を所得税の計算に算入することが出来ます。

十一月末には農業所得税の第一期があり、また十二月末には第二期があります。

所得税の算定に関係があるこの納期限までに納税されますよう、お願いします。

（税務課）

固定資産評価審査委を改選

固定資産の評価に対する不服を審査決定する市固定資産評価審査委員会のうち、三名の委員が任期満了になりました。

その後任委員として次の三委員が、選ぐる市議会において選任されました。

荒木政太郎　農業　柳田末

（再選）

坂上七三郎　代書業　四ノ町

（再選）

佐藤清之助　会社役員　東蒲道

（再選）

（議会事務局）

工場誘致特別委員会を設置

当市における工場誘致の調査とこれが誘致の推進を図るため議会内に特別委員会を設置しました。

委員は次のとおり

石川弥次郎　結城守
小林富治　諸橋真次
小林富則　栗原祐一
栗原富義　瑛本増行
宇野義治

（議会事務局）

石川市議に藍綬褒章

新津市議会議長、新津市議会議員その他住民福祉の増進に努力され、特に町村合併、教育、産業の発展その他住民福祉の功績のために努力され栄典の授与となったものであります。

このたび地方自治のために尽くされ、特に町村合併、教育、産業の発展その他住民福祉の功績のために努力された功績のために今回の栄典の授与となったものであります。

（総務課）

滞納にならぬようご協力を

さらにまたこれらの不正がほとんど市民の責任に帰せられていることから、今後は市税の納期限までに納税されるよう、ご協力下さるようお願い申しあげます。

三名を解職

この不祥事をひきおこした三名の職員に対しては不正使用の金額が調査済のので既に解職いたしました。

社会福祉その他に不正なし

懲々社会福祉事務所関係の事務を始めの各部の取扱事務について徹底的に改善するとともに、職員の受持区域の配置変更を行いました。

なお、この委員会には関係者も審査することや証拠書類の検査、関係人を召喚することなどの権限を与えられました。

委員は次のとおり

徳永資太郎　山口常造
伊藤四男太　田村善四郎
目黒光弘

（議会事務局）

市税納期限を厳守

普通徴収による市税の納期限は、次のとおりです。

納税は必ず納期限内にすませて下さい。

（会計課）

市税納期一覧表（普通徴収関係）

税目	期別	納期限
固定資産税	一期	四月三十日
軽自動車税	年額	五月三十一日
犬税	年額	五月三十一日
住民税	一期	六月三十日
固定資産税	二期	七月三十一日
住民税	二期	八月三十一日
固定資産税	三期	九月三十一日
住民税	三期	十月三十一日
固定資産税	四期	十一月三十日
住民税	四期	十二月三十一日

●国を家庭を明るく築く郵便貯金増加運動にみなさんのご協力を期待します

新津郵便局